

令和元年5月10日
長岡市水道局

浄水場運転管理業務委託プロポーザル募集要項

1 委託の概要

(1) 委託名

浄水場運転管理業務委託

(2) 委託場所

長岡市妙見町ほか地内

(3) 委託期間

令和元年10月1日から令和4年9月30日まで

(4) 委託内容

長岡市水道事業の使命である「安全・安心な水を安定的に供給すること」の根幹となる浄水場の運転管理等の業務を行うもので、委託内容等については浄水場運転管理業務要求水準書のとおりとします。

(5) 提案上限額

金330,450,000円(年額)

ア この金額は、契約時の予定価格を示すものではありません。

イ 上記提案上限額を超えないでください。

ウ 提案上限額には、消費税及び地方消費税を含みません。

2 提案書の作成及び記載上の留意事項

提案説明書のとおり。

3 スケジュール

(1)	プロポーザル公告	令和元年5月10日(金)
(2)	参加表明期限	令和元年6月7日(金)
(3)	参加資格審査の結果通知	令和元年6月11日(火)
(4)	書類配布期限	令和元年6月14日(金)
(5)	現地説明会	令和元年6月17日(月) ～21日(金)
(6)	提案説明書に関する質問書提出期限	令和元年6月28日(金)
(7)	提案説明書に関する質問に対する回答	令和元年7月3日(水)
(8)	提案書提出期限	令和元年7月17日(水)

(9)	提案書に基づくヒアリング	令和元年7月30日(火)
(10)	審査結果の通知	令和元年7月下旬予定
(11)	協議	令和元年8月予定
(12)	契約締結	令和元年8月予定

※スケジュールは変更する場合があります。

4 プロポーザル参加資格者への書類の配布について

- | | |
|----------------------------------|----|
| (1) 提案書書式 | 一式 |
| (2) 浄水場業務委託プロポーザルにおけるヒアリング審査実施要領 | 一式 |
| (3) ヒアリング審査出席者通知書(様式9号) | 一式 |
| (4) 水道施設要覧 | 一式 |
| (5) 妙見浄水場ほか日報、月報、年報等の現在の様式集 | 一式 |
| (6) 長岡の水道(平成29年度版) | 1部 |
- なお、(4)以外は電子データ(CD渡し)とします。

5 現地説明会

- (1) 実施概要

参加資格者のうち、希望者については個別に現地説明会を実施します。希望者は、現地確認申込書(様式11号)を提出してください。
- (2) 実施期間

令和元年6月17日(月)～21日(金)
- (3) 集合時間・場所

事務局より後日連絡します。
- (4) 対象施設

要求水準書 別紙1に示す施設。

希望者が希望する1日の内、午前8時30分から午後5時15分までで巡回出来る範囲とします。

希望者の数や現場の業務状況等によりご希望に添えない場合があります。
- (5) 参加可能人数

参加者は4名を限度とします。
- (6) 持参資料

4の配布資料の「水道施設要覧」及び「長岡の水道」を持参してください。
- (7) その他

移動手段は、各自で準備をお願いします。

6 提案書等に関する事項

(1) 提案説明書に関する質問書

ア 受付先

〒940-1134

新潟県長岡市妙見町 528 番地 2

長岡市水道局浄水課（妙見浄水場）

電話 0258(22)2183

FAX 0258(23)2153

E-mail josui@m2.nct9.ne.jp

イ 受付期限

令和元年6月28日（金）午後5時まで

ウ 提出方法

提案説明書に関する質問書（様式6号）に記入し、電子メールでの提出とします。
送信後、メール着信の確認をしてください。

エ 回答

寄せられた全ての質問とそれに対する回答は、令和元年7月3日（水）までに全ての参加資格者に電子メールで通知します。送信後、メール着信の確認を行います。

(2) 提案書等の提出

ア 提出先

6（1）と同じ

イ 提出期限

令和元年7月17日（水）午後5時まで

ウ 提出部数

提案書表紙（様式4号）・提案書（様式5号） 正本1部

提案書（様式5号） 副本5部

見積書（様式7号） 1部

内訳書（様式8号） 1部

ヒアリング審査出席者通知書（様式9号） 1部

エ 提出方法

提案書表紙（様式4号）、提案書（様式5号）及び見積書（様式7号）、内訳書（様式8号）、ヒアリング審査出席者通知書（様式9号）を持参又は郵送（配達確認ができるもので、提出期限までに必着とします。）してください。

(3) ヒアリング

ヒアリングは次のとおり実施します。

ア 実施日時

令和元年7月30日（火）

イ 実施方法等 浄水場運転管理業務委託プロポーザルにおけるヒアリング審査実施要領のとおりとします。

7 提案書の評価及び優先交渉権者の決定に関する事項

(1) 優先交渉権者の選定

優先交渉権者の選定は、水道局職員等で組織する浄水場運転管理業務委託先選定委員会が、提案書等の内容を総合的に評価し、最も優れていると認められる者を優先交渉権者として選定します。

(2) 提案書の評価

審査事項及び配点は、別に定める審査基準によります。なお、審査事項の詳細は提示しません。

(3) 審査結果の通知

審査の結果については、全参加者に書面で郵送します。なお、不採用の通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して7日以内にその理由の説明を書面で求めることができます。

(4) 参加資格者が1者であった場合の取扱い

参加資格者が1者であった場合も、審査基準に従って審査を行います。

(5) 審査の結果が一定の基準に達しない場合の取扱い

審査の結果、一定の基準に達しない場合は、契約を締結しない場合があります。

8 契約に関する事項

優先交渉権者と協議を行い、協議が成立した場合には契約を締結します。ただし、協議が成立しなかった場合又は契約の締結までに優先交渉権者が失格又は辞退した場合は、次順位者から協議を行います。

9 参加資格の喪失に関する事項

参加資格要件のほか、次のいずれかに該当した場合には、本プロポーザルへの参加及び委託候補者の資格を失います。

- (1) 参加表明書又は提案書等の受付期限、受付場所、提出方法等が、本要項に適合しないとき。
- (2) 参加表明書又は提案書等に虚偽が判明したとき。
- (3) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合。